

## Black and Grey

### -Illegal Ivory in Japanese Markets-

#### -要約-

#### 第 1 章

情報公開法などを使って政府から集めたデータや JWCS の市場調査をもとに、日本の象牙市場の現状分析。

- ・1995 年から 2001 年にかけて、全形の牙が約 6700 本(150 トン)が政府に登録された(資料:環境省)。
- ・1999 年に南部アフリカ 3 国から試験的に輸入された象牙以外に、106 本の牙が 2000 年に、88 本の牙が 2001 年に登録されている(資料:環境省)。
- ・カットピース(切断された象牙)の在庫量は 2001 年 3 月時点で 73.7 トンである(資料:経産省)。
- ・象牙印章の在庫は、製造業者、卸業者、小売業者あわせて、2001 年 3 月時点で 165 万本である(資料:経産省)。
- ・もっとも一般的なサイズの象牙印章の価格は 13,000 円から 80,000 円である。

#### 第 2 章

2002 年の 8 月から 9 月にかけて行った、シンガポール、台湾、日本における日本への象牙の違法取引ルート及び密輸象牙の行き先についての覆面調査結果。

- ・シンガポールでは多くの製造業者、小売業者が相当量の象牙(印章)の在庫を持っており、日本との取引を熱望していた。
- ・さらに、ある小売業者は、少なくともかつて香港に拠点を持つ巨大な象牙企業に属していたサプライヤーとのコンタクトを持っていた。調査員が大量の象牙印章を求めると、小売業者は早速その場でサプライヤーに電話をかけた。サプライヤーは、シンガポール内の手持ち在庫が現在は少ないので香港の在庫を確認すると取引に意欲をみせていたという。香港 - シンガポール - 日本ルートが存在することは明らかである。
- ・ある製造業者のもとには日本と台湾から定期的な買い付けがある。日本の業者は毎年シンガポールの業者から象牙印章を買い付けている。台湾の業者はシンガポールの業者に対して最近 3 ヶ月ごとに 1000 本を供給してほしいと注文したそうであるが、それも日本へ再輸出するためということであった。シンガポール - 台湾 - 日本ルートが存在することは明らかである。
- ・日本では、山梨の象牙印章製造業者を調査し、そこから象牙を製造業者へ供給する象牙専門のプローカーが存在することが明らかになった。このプローカーは、この道 20 年のベ

テランで、日本の象牙業界（製造業者）に顔が広いという。密輸の手口とルートについて非常に詳しい。自分自身は密輸に手を染めず、幽霊会社を作って、そこで象牙を輸入すれば、ブローカーや最終買付人である象牙製造業者に傷が付かないという。実際の密輸の作業は、漁船を使って日本海上で象牙を受け取り、小さな港に持ち込めばよいという。

・日本への密輸ルートは、香港、台湾、シンガポール、フィリピンなど様々なルートがあるが、現在は中国とロシアルートがもっとも安全だという。

・このブローカーによれば、1999年に試験的に輸入された象牙はくずばかり（印章を製造するには小さすぎる）だったが、公式の輸入は再開しておく必要があるので、密輸品取引の実行はワシントン条約の締約国会議の後が良いという。公式の輸入それ自体にはそれほどどうまみがなくても、密輸の隠れ蓑になるという点で意味があるというわけである。なぜ、このような密輸象牙の取引ネットワークが根強く存在するのか。それは、日本の象牙業界では、様々な象牙のタイプ（アジアゾウ、マルミミゾウ、アフリカ（サバンナ）ゾウ）や、質や牙の大きさに対する特別な要求があり、南部アフリカ諸国の象牙取引が再開されたとしてもそれで需要が満たされるわけではなく、密輸とは切れない関係にあるからだと考えられる。

### 第3章

#### 象牙の国内取引管理の分析。

・現在日本では、種の保存法に基づく次の3つのシステムで象牙の国内取引管理が行われている。

- 1.取引を行う全形の象牙は1本1本を環境大臣に登録しなければならない（自然環境研究センターが登録業務の委託を受けている）。
- 2.原材料象牙の取引を行う者（製造業者）、象牙印章の取引を行う者（製造・卸・小売業者）は、環境大臣及び経産大臣に業の届出（住所氏名や在庫量など）をしなければならない。届出業者は、象牙を譲り受けた際に象牙の入手源を聞き取り、その他の取引に関する情報とともに台帳に記録して保存する義務を負う。
- 3.象牙製品の製造業者は、牙を分割するごとに管理票を発行するという自主管理を行うことで、その製品が登録要件をみたす牙から製造されたことの認定を受けることができる（認定シールがもらえる）。これは任意の制度である。

この3つのシステムによって、どの程度の取引管理ができるかが問題である。もっとも根本的な問題は、一部でも切断されてしまった象牙（カットピース）や象牙製品については取引が規制されていないため、これらの形態で密輸された象牙を市場から排除することはできないということである。象牙事業届出制度によって、届出業者の当初の在庫量が申告されその後の取引が台帳上に記録されるが、あくまでそれら在庫内の出入りが管理されるだけである。届出在庫の外側で密輸したカットピースや製品を取り引きしても、在庫管

理上何の矛盾も生じることはなく、容易に密輸品を扱えることになる。

制度自体に問題がある以上、その運用を問題にする必要は本来ないのだが、行政の制度運用の能力と意思をはかるために、象牙事業届出制度の運用状況も調査した。特に際だった結果は、象牙印章小売店の届出義務の履行状況である。東京 23 区のタウンページに掲載されている印章店 1072 店のうち、象牙事業の届け出をしていない店は 422 店(39.4%)で、そこから無作為抽出した 218 店のうち象牙印章を扱っていた小売店は 189 店(86.7%)にのぼった。印章小売店の届出義務は、行政や業界団体からの情報が行き届きやすい東京ですらほとんど履行されていないに等しいという結果となった。

#### 第 4 章

以上の結果を踏まえて今回の COP12 で提案されている南部アフリカ 5 カ国の在庫象牙取引の提案は否決されるべきである。